

2025年4月22日

教員の懲戒処分について

学校法人目白学園

理事長 尾崎 春樹

このたび、2025年3月25日の理事会の議を経て、下記の通り教員一人を就業規則に基づく「戒告」の懲戒処分としました。

記

1. 被処分者 大学教員

2. 処分理由 学生に対するアカデミック・ハラスメント行為及び指示命令違反

3. 事案の概要 2024年9月23日に学生に対しアカデミック・ハラスメントに該当する行為を行ったことが認められました。

同時に上記行為に関する手続きにおいて指示命令違反が認められました。

これらの行為を理由として、就業規則に基づき懲戒処分としたものです。

4. 今後の対応 今後、同様の行為が行われないよう、事案に対して学園として厳格に対応するとともに、研修会を実施するなど防止策の徹底を図ってまいります。